

○地域巡回指導・普及啓発事業 Q & A

Q 市町村（事業実施主体）等の経費負担は必要か？

→ 奈良県国民健康保険団体連合会から派遣する専門員（歯科医師、歯科衛生士、健康運動指導士、栄養士など）にかかる人件費や指導で使用する物品等にかかる費用は、基本的に奈良県国保連合会で負担します。

Q 市町村（事業実施主体）等の事務負担はどのようなものがあるか？

→ 派遣専門員の手配、指導にかかる事務は奈良県国保連合会で行います。

また、事業の運営（事業の周知、参加者の募集、実施場所の確保、当日の進行等）に関する業務については、事業実施主体でご対応をお願いします。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、別紙1「令和2年度「地域巡回指導・普及啓発事業」に申し込みされる際の留意点」の実施をお願いします。

Q 事業の対象者は、75歳以上（後期高齢者医療制度被保険者）に限定されるのか？

→ 対象者は高齢者としています。但し、奈良県後期高齢者医療広域連合からの委託事業であることから、できるだけ（参加者の1/2程度）が75歳以上であることが望ましいです。

Q 複数回の事業依頼は可能か？

→ 予算・スケジュールの範囲内で、状況に応じて複数回の対応は可能ですが、より多くの地域（市町村）で事業を実施したいという観点から、少人数で行われている地域（市町村）は出来る限り集約をお願いします。尚、全ての希望事業を実施することは出来ない可能性があります。

また、同一年度内で同一対象者を継続的に指導・評価を行う介護二次予防的な事業をすることは原則として想定していません。

事業実施可否の連絡は、希望をいただいてから、できるだけ早くご連絡させていただきます。

Q 追加希望申し込み受付の際の優先順位は？

→ 本年度、まだ利用のない市町村の活用希望、取組方策研究事業（有識者会議）の推進への協力に係る活用希望を優先します。

ただし、機材の貸し出し希望に近いもの、市町村・地域包括支援センター職員で充分対応可能な指導内容のもの、公共的な施設以外の民家等を会場とした活用希望は、ご遠慮ください。

また、運動指導に関しては、当日、参加者・会場等の状況を見て指導内容を変更させていただく場合があります。

Q 歯科健診・口腔指導の際に派遣される歯科医師、歯科衛生士は指定できるのか？

→ 歯科健診や口腔指導に関する業務委託先は奈良県歯科医師会です。原則として、歯科医師会が派遣歯科医師及び歯科衛生士を選定します。

また、歯科健診及び口腔指導実施について、当日配布する資料等については、前日までに歯科

医師会より依頼者へ送付させていただきます。

なお、配付資料のみの依頼は受け付けておりません。

Q 「誤嚥にナラン！体操」とはどのようなものか？

→ 健康長寿事業の取組のひとつとして、地域巡回指導事業とは別の事業（取組方策研究事業）において、嚥下機能と全身運動に着目して開発された奈良県のオリジナル体操です。

Q 歯科健診等データについて分析等は実施しているのか。

→ 健診・指導及び口腔機能等のアンケートについては、別途事業（取組方策研究事業）において分析します。

Q 歯科健診・指導実施後、市町村へ歯科健康診査票の提供をしてもらえるのか？

→ 歯科健診・指導で収集した歯科健康診査票については、要望があれば後日、健診票の写しを市町村へ提供します。

Q 活用できる日程（曜日）に制限はあるか？

→ 歯科健診・指導で歯科医師を派遣する場合、原則木曜日の実施となります。ただし、木曜日以外の開催を希望される場合は、別途歯科医師会と相談のうえ回答させていただきます。

その他、運動指導、栄養指導、口腔指導（歯科衛生士のみ）の派遣については、特に「曜日」の制限はありません。

Q 事業活用期間はいつまでか？

→ 講師派遣対象期間は、運動指導・栄養指導等については、令和2年10月1日から令和3年3月15日（月）までとさせていただきます。

歯科健診・口腔指導の場合は、申込書の提出期限内であっても、希望日の40日前までに申込書を提出してください。

Q 実施日の日程変更やキャンセルは出来ますか？

→ 日程変更やキャンセルは原則不可です。

やむをえず日程変更やキャンセルを希望する場合は、1ヶ月前までに書面（変更届）にて申請してください。開催日間近のキャンセルや日程変更が続くと次年度は講師を派遣出来なくなる場合があります。